

「交野市国民健康保険の保健指導事業業務委託」事業者選定  
に関する公募型企画提案(プロポーザル)募集要領

## 1. 目的

この交野市国民健康保険の保健指導事業は、交野市国民健康保険加入者を対象に、生活習慣病予防や介護予防の向上及び健康意識の向上を図るとともに、健診結果やレセプトより保健指導が必要な者に対し保健指導を実施する。

本事業の実施については、民間の専門的知識やノウハウなどを活用し優れた提案を得るため、公募型企画提案(プロポーザル)方法により受託事業者を決定する。

## 2. 業務の概要

(1) 名称 交野市国民健康保険の保健指導事業

- ① 糖尿病性腎症重症化予防事業
- ② 生活習慣病重症化予防における保健指導
- ③ 健康教育事業
- ④ 重複多剤服薬予防事業

(2) 業務内容等

仕様書において定める各事業

※添付資料参照

(3) 履行期間

契約締結日から令和 3 年 3 月 31 日まで

(4) 提案上限額

- ① 糖尿病性腎症重症化予防事業:280 万円
- ② 生活習慣病重症化予防における保健指導:250 万円
- ③ 健康教育事業:330 万円
- ④ 重複多剤服薬予防事業:400 万円

※見積書を提出する際には、上記提案上限額を超えてはならない。また、上記それぞれの事業の詳細及び金額がわかる内訳書を添付すること。

(5) 委託料の支払い

全て業務が終了後、その内容について市の点検を受けた後、請求する。

## 3. スケジュール(都合により変更することがあります。)

- |                            |                                      |
|----------------------------|--------------------------------------|
| (1) 公募開始日                  | 令和 2 年 5 月 25 日(月)                   |
| (2) 質問書の受付                 | 令和 2 年 5 月 25 日(金)～令和 2 年 6 月 2 日(火) |
| (3) 公募資料の配布、<br>ホームページ掲載期間 | 令和 2 年 5 月 25 日(金)～令和 2 年 6 月 5 日(金) |
| (4) 参加表明書等提出期限             | 令和 2 年 6 月 5 日(金)午後 4 時 30 分まで       |
| (5) 一次審査(書類選考)             | 令和 2 年 6 月 24 日(水)                   |
| (6) 一次審査結果通知               | 令和 2 年 6 月 25 日(木)                   |

- (7) 二次審査(プレゼンテーション)実施 令和2年6月30日(火)
- (8) 最終評価 令和2年6月30日(火)
- (9) 選定結果通知発送 令和2年7月1日(水)

\* 上記3.(3)の参加申込が1者であっても3.(4)以降の審査及び評価は実施します。

#### 4. 参加

本企画提案に参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 本市の指名停止を受けていないこと。
- (5) 交野市入札参加有資格者名簿に登録があること。
- (6) 貴社役員等が交野市暴力団排除条例(平成24年条例第31号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 過去5年間の間に自治体等において特定保健指導または国保保健事業の受託実績があること。
- (8) 仕様書で定める委託業務について十分な遂行能力を有し、適正執行できる体制を有すること及び本市の指示に柔軟対応できること。
- (9) プライバシーマークまたはISMSを取得している者。

#### 5. 公募資料の配布及び掲載

企画提案に係る各種資料の掲載を次のとおり実施する。

- (1) 掲載・配布期間  
令和2年5月25日(月)～令和2年6月5日(金)午後4時30分まで
- (2) 掲載・配布場所  
交野市市民部医療保険課ホームページ・交野市医療保険課

#### 6. 提出書類

##### (1) 提出方法

参加を希望する事業者は、令和2年6月5日(金)午後4時30分までに、提出書類を封筒(指定なし)に入れ、市民部医療保険課へ持参または郵送(簡易書留に限る・期限内に必着)で、提出しなければならない。

##### (2) 提出書類及び部数

以下の書類を提出すること。

- ① 参加表明書(様式1)……………1部
- ② 機密保持に関する覚書(様式2)…1部

- ③ 業務実績調書(様式3)……………8部(正本1部・写し7部)
- ④ 実施体制調書(様式4)……………8部(正本1部・写し7部)
- ⑤ 企画提案書(様式5)……………8部(正本1部・写し7部)
- ⑥ 交野市国民健康保険の保健指導事業に係る委託業務に向けた、貴社の創意工夫による強調点(アピール)(様式6)……………8部(正本1部・写し7部)
- ⑦ 誓約書(様式7)……………1部
- ⑧ 会社概要(任意様式)……………8部(正本1部・写し7部)
- ⑨ 作業スケジュール(任意様式)……………8部(正本1部・写し7部)
- ⑩ 見積書及び内訳書(任意様式)……………8部(正本1部・写し7部)

※A4 縦サイズ・左綴じ(A3 版による折込頁の挿入は可)

※フォントは明朝体又はゴシック体とし、フォントサイズは 10 ポイント以上とし、文字の大きさや見やすさに留意すること。

(2) 提出期限

提出期限は令和 2 年 6 月 5 日(金)午後 4 時 30 分までとする。

(3) 公募に関する質問・企画提案の辞退

質問事項がある場合は、次のとおり質問書を提出するものとする。また、書類を提出後に辞退する場合は、辞退届を提出するものとする。

なお、書類提出後の辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。

① 提出方法

ア 質問書(様式8):電子メールにて送付、郵送または持参

イ 辞退届(様式9):郵送または持参

② 提出期限

ア 質問書(様式8):令和 2 年 6 月 2 日(火)

イ 辞退届(様式9):令和 2 年 6 月 5 日(金) 午後 4 時 30 分まで

③ 提出先

「10.問合せ先・提出先」まで

④ 回答方法

質問に対する回答については本市ホームページにて行う。

## 7. 評価の実施

受託事業者選考にあたっては、本市選定委員会において、書類選考及びプレゼンテーションを受け、企画提案内容を公平かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を優先交渉権者として選考する。

(1) 選定方式

企画提案者のうち、総合評価点の数値の最も高い者を優先交渉権者として選定する。

評価は書類選考及びプレゼンテーションによって実施され、令和 2 年 6 月 30 日(火)開催予定の選定委員会において、最終評価結果を確定する。

なお、いずれの企画提案者も不十分と判断される場合には選定を行わないことがある。

また、評価経過等に関する問い合わせには応じられない。

## (2) 総合評価点

提出された企画提案書等について、予め定められた評価項目、配点に従って評価を実施する。評価方法は、価格点(見積書)、技術点(企画提案書、及びプレゼンテーションでの評価)等の合計により、総合的に提案内容を評価する。

## (3) 企画提案のプレゼンテーション

企画提案者は、企画提案に係るプレゼンテーションを実施することとする。  
質問に対する回答については本市ホームページにて行う。

### ① 開催日時(予定)

令和2年6月30日(火)午後1時00分から

### ② 開催場所

市役所2階第3会議室

### ③ 方法

保健指導事業におけるプレゼンテーション

企画提案者は、自らの提案内容の説明を行う。プレゼンテーションの時間は、プレゼンテーション15分(時間厳守)、その後の質疑応答10分の計25分以内とする。なお、プレゼンテーションに係る準備時間は、持ち時間に含まないものとする。

## (4) 最終評価

評価結果は、プレゼンテーションを実施した企画提案者に対し、選定委員会において優先交渉権者を決定後、参加申込書に記載された連絡先へ電子メール及び郵送で通知する。

## 8. 契約

- (1) 優先交渉権者は、提出された企画提案書及び見積書を踏まえ、令和2年7月10日(金)までに本市において詳細調査を行い本市と協議する。
- (2) 協議が整った場合、提案上限額の範囲内で、本市と委託契約を締結することとする。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合、次点交渉権者と協議を行う。
- (3) 企画提案書に記載された事項は、本市が提示する各資料とあわせて、契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本業務の目的を達成するために修正すべき事項があると市が判断した場合は、市と提案者との協議により項目の追加、変更又は削除、金額等の変更を行うことがある。
- (4) 企画提案書に記載された事項が履行できなかったときは、契約金額の減額又は損害賠償請求等を行うものとする。

## 9. その他留意事項

- (1) 提案のための費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。

- (3) 提出された企画提案書等については、情報公開の対象としない。
- (4) 次に掲げるいずれかに該当する場合は、本件の参加を無効とする。
  - ① 「4. 参加資格」に記載した条件を満たさなくなった場合。
  - ② 提出書類が提出期限後に到着した場合。
  - ③ 必要な書類が揃っていない場合
  - ④ 提出書類に虚偽の記載があった場合。
  - ⑤ 見積書が見積限度額を超える場合
  - ⑥ 見積書と内訳書の金額が一致しない場合
  - ⑦ 談合その他不正行為があった場合
- (5) 本業務の受託事業者は業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。  
業務の一部(主要部分を除く)を第三者に再委託する場合は、事前に再委託する業務及び再委託先等を本市に書面で提出し、承認を受けること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託事業者が負うこととする。
- (6) 参加資格確認後において、資格要件を満たさなくなった場合は、本業務の手続におけるその後の手続に参加することができなくなる場合がある。
- (7) 優先交渉権者通知後において、資格要件を満たさなくなった場合は、契約交渉権が取り消される場合がある。
- (8) その他、不明な点は「10. 問合せ先・提出先」まで問い合わせること。

## 10. 問合せ先・提出先

交野市市民部医療保険課

〒576-8501 交野市私部1丁目1-1

TEL:072-892-0121

FAX:072-895-2102

E-Mail :hoken@city.katano.osaka.jp